

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階に応じる標準的な職は、京都市公営企業管理者上下水道局長が別に定める。		地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。ただし、プロジェクトチームのチームリーダー及びサブリーダーが属する職制上の段階に応じる標準的な職は、京都市公営企業管理者上下水道局長が別に定める。	
職制上の段階	標準的な職	職制上の段階	標準的な職
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 課長補佐、所長補佐及び担当課長補佐	課長補佐	(削除)	
長補佐が属する職制上の段階	佐		
5 (略)	(略)	4 (略)	(略)
6 (略)	(略)	5 (略)	(略)
7 1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	(略)	6 1の項から5の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)